

西都市 環境基本計画



概要版

環境共生都市 西都
～歴史ある水とみどりのまち～



西 都 市

計画の基本的な考え方

◆計画策定の背景

本市では、環境基本条例の基本理念に基づき、平成 15 年に環境基本計画を策定しました。その結果、川や池の水質が改善されるなど、環境保全の取り組みの成果が一部で現れています。しかし、計画策定から 8 年が経過し、地球温暖化問題をはじめ、環境問題はこれまで以上に複雑化・多様化しており、こうした社会情勢の変化に対応する必要がでてきました。そこで、本市における今後の環境行政の基本となる計画として、ここに西都市環境基本計画を改訂しました。

◆計画策定の期間

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間

望ましい環境像

環境共生都市 西都

～歴史ある水とみどりのまち～

本市は、多くの歴史的・文化的資産とともに、豊かな自然環境を有しています。平成 23 年に策定された第四次西都市総合計画では、目標像を『元気な日本のふるさと“西都”～未来へと勇躍する「食」創生都市をめざして～』としており、農業の基盤となる水とみどりを保全することは大変重要です。また、この恵まれた環境が、これまで歴史的に育んできた人と自然との共生によって築かれていることを認識し、汚すことなく、より良い状態で未来の世代へ継承していかなければなりません。

近年のごみ問題や地球環境問題は、すべての人が原因者となりうる問題です。私たちの暮らす本市の良好な環境を保持していくために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割のもとに一体となり、共に取り組んでいく必要があります。

本計画では、望ましい環境像として、「環境共生都市 西都 ～歴史ある水とみどりのまち～」を掲げ、人と自然との共生が将来にわたって確保されるまちを目指します。

長期的な目標

望ましい環境像を実現するために、次の5つの長期的な目標を設定します。また、長期的な目標を達成するために、合わせて13の施策の方向を設定します。

1 循環を基調とし、環境への負荷が少ないまち

資源や水の循環を健全な状態に保ち、環境への負荷ができる限り少ないまちを目指します。

[施策の方向]

- (1) 4Rの推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 循環型まちづくりへの取り組み
- (4) 健全な水循環の確保

2 地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち

私たち一人ひとりの行動の積み重ねが地球環境にもつながっていることを認識し、日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。

[施策の方向]

- (5) 地球温暖化防止対策の推進
- (6) 省資源・省エネルギー対策などの推進

3 多様な生き物が生息し、人と自然とが共生するまち

本市の豊かな自然を保全し、野生生物の保全、自然とのふれあいの場の確保などを通じて、人と自然とが共生するまちを目指します。

[施策の方向]

- (7) 自然環境の保全
- (8) 自然とのふれあいの推進
- (9) 自然と共生する環境づくり

4 安心して暮らせる、快適で安全なまち

私たちの周りの大気や水などを健全な状態に保つとともに、まちなみや景観にも配慮し、快適で安全なまちを目指します。

[施策の方向]

- (10) 安心・安全な生活環境の創出
- (11) 快適な環境の創出

5 環境について学び、主体的に行動するまち

上記の長期的な目標(1~4)を実現するために、私たち一人ひとりが環境について学び、環境との関わりについて理解した上で、主体的に行動できるまちを目指します。

[施策の方向]

- (12) 環境学習・環境教育の推進
- (13) 環境保全活動の推進

施策展開の方針

施策の方向(1)～(13)ごとに施策展開の方針(◆)を定め、環境保全の取り組みを推進していきます。

1 循環を基調とし、環境への負荷が少ないまち

(1) 4Rの推進

◆ 廃棄物の排出抑制の推進

⇒ 廃棄物の排出抑制、再使用の促進

◆ リサイクルの推進

⇒ 循環資源のリサイクルの推進、リサイクル製品の積極的な利用

(2) 廃棄物の適正処理の推進

◆ 廃棄物の適正処理

⇒ 一般廃棄物の適正処理、農業廃棄物の適正処理

◆ 不法投棄や屋外焼却などの防止

⇒ 不法投棄対策、屋外焼却の防止

(3) 循環型まちづくりへの取り組み

◆ 循環を基調とした産業の推進

⇒ 堆きゅう肥の生産と利用の促進、林業資源の循環利用の促進、環境への負荷の少ない公共事業や事業活動の推進

◆ 意識改革の推進

⇒ 市の率先行動の推進、市民・事業者の意識改革(4R)の推進

(4) 健全な水循環の確保

◆ 水源かん養機能の確保

⇒ 水源かん養機能の高い森林の保全・整備

◆ 地下水の水質保全

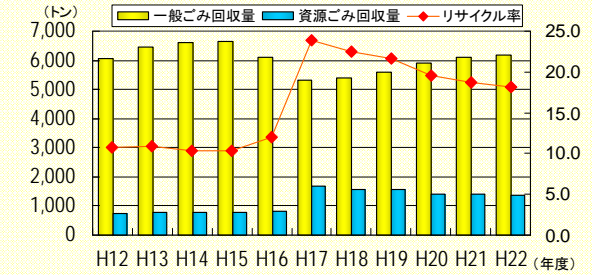
⇒ 地下水の水質調査の実施

◆ 適正な水の利用の促進

⇒ 水の合理的利用の促進、水の循環使用の推進

4R：ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rに、ごみの原因になるものを買わないという拒絶(Refuse)を加えたもの。

◇ 一般ごみ・資源ごみ回収量とリサイクル率の推移



銀鏡川

2 地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち

(5) 地球温暖化防止対策の推進

◆ 温室効果ガス削減対策の推進

⇒ 公用車への低燃費車の導入、家庭用太陽光発電システムの普及推進

◆ 森林などによる二酸化炭素の吸収・固定の推進

⇒ 造林や適切な間伐の実施、市街地における植樹の推進

(6) 省資源・省エネルギー対策などの推進

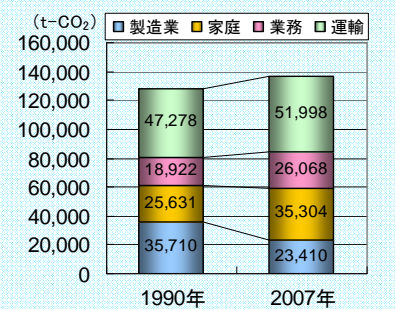
◆ 省資源・省エネルギー対策の推進

⇒ 省資源・省エネルギー対策の啓発の充実、エネルギーの有効利用

◆ 新エネルギー導入の推進

⇒ 太陽光・太陽熱・風力などの新エネルギーの検討

◇ 本市の二酸化炭素排出量



3 多様な生き物が生息し、人と自然とが共生するまち

(7) 自然環境の保全

◆ 野生生物の生育・生息環境の保全

⇒ 野生生物の生育・生息状況の把握、特定外来生物についての啓発、希少な野生生物の保護

◆ 河川や池などの水辺環境の保全

⇒ 水辺環境の保全と創出

(8) 自然とのふれあいの推進

◆自然とのふれあい活動の推進

⇒自然に対する一人ひとりの意識の向上、各種団体などによる活動の推進

◆自然とふれあう場の保全・整備

⇒森林などの保全・活用、市街地などにおける自然とのふれあいの場の整備

◆自然学習・自然教育の推進

⇒自然環境を利用した学校教育・社会教育の推進、自然観察会の開催

(9) 自然と共生する環境づくり

◆自然と共生する環境づくり

⇒身近な自然環境の保全と創出、自然と共生した持続可能な農林業の推進、環境と調和した土地利用の推進



植樹祭の様子

4 安心して暮らせる、快適で安全なまち

(10) 安心・安全な生活環境の創出

◆大気汚染の防止

⇒大気質の監視、自動車からの排出ガス抑制、屋外焼却の防止、悪臭対策の推進

◆河川や池などの水の汚染防止

⇒水質の監視、水質汚濁物質の流出防止、河川・池沼の浄化促進、一ツ瀬川水系の濁水対策

◆生活排水対策などの推進

⇒総合的な生活排水対策、公共下水道の整備、農業集落排水や農業用水の整備、浄化槽の整備

◆騒音・振動対策の推進

⇒航空機騒音対策として関係機関への要請の継続、防音事業の推進

◆化学物質対策の推進

⇒ダイオキシン類や環境ホルモンについての情報収集・情報提供

(11) 快適な環境の創出

◆花とみどりのまちづくり

⇒公園・緑地の整備、緑化の推進

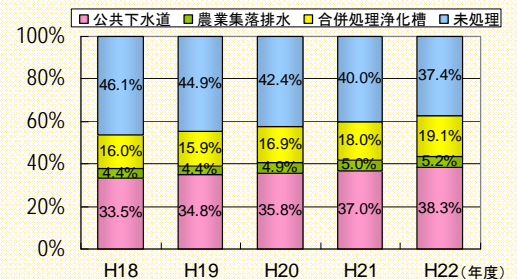
◆景観の保全・創造

⇒西都らしい景観の創造、優れた景観の保全

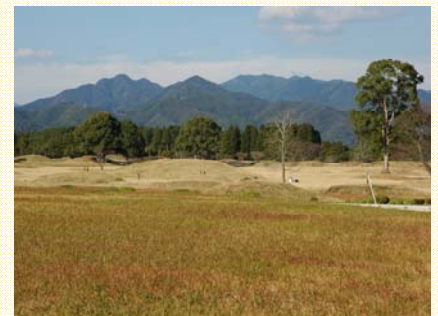
◆歴史資産を活かしたまちづくり

⇒歴史的・文化的環境の保全、歴史的・文化的環境の調査体制の充実

◇生活排水処理率の推移



資料：上下水道課、生活環境課



西都原古墳群

5 環境について学び、主体的に行動するまち

(12) 環境学習・環境教育の推進

◆全世代に向けた環境学習・環境教育の推進

⇒将来世代への環境学習・環境教育の推進、教材の紹介や講師の派遣、リーダーの育成

◆環境情報の収集・提供

⇒「広報さいと」、回覧板及びインターネットを活用した環境に関する情報発信

(13) 環境保全活動の推進

◆環境保全活動の推進

⇒グリーン購入の推進、環境イベントの企画・実施

◆環境保全活動に係る活動拠点の充実

⇒全国植樹祭植樹会場跡地や西都児湯クリーンセンターの活用



ボランティア活動（桜川）

重点的取り組み

施策展開の方針で取り上げた施策のうち、特に重点的に取り組むものです。ここでは具体的な取り組みの一部を紹介します。

1 水とみどりの環境の保全

(1) 生活排水処理施設の整備

- 地域の実情に応じて、最適な生活排水処理施設の整備を促進します。
- 公共下水道の計画的な事業推進を図ります。

(2) 自然環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 里地・里山環境、農地の保全を行います。

(3) 河川の保全

- 一ツ瀬川水系の濁水問題について、関係機関と連携を図りながら、「一ツ瀬川濁水軽減対策計画」に基づく対策に取り組めます。



一ツ瀬川

2 4Rの推進

(1) 廃棄物の排出抑制

- マイバック運動や簡易包装推進運動など、容器包装などの減量化について販売事業者や市民との協力推進を図ります。

(2) リサイクルの推進

- 分かりやすく合理的な分別排出ルールの啓発を引き続き行います。
- 食品トレーや牛乳パックの店頭回収など、販売事業者との協力体制を整備します。
- 各家庭の生ごみ処理機で作られた肥料を、家庭菜園や学校の花壇、公共施設などでの利用を進めます。



リサイクル品の展示（環境フェスタ）

3 環境資源の活用

(1) 人と自然とのふれあいの場の整備・活用

- 「向陵の丘」をはじめとする森林公園の管理保全に努め、市民に親しまれる森づくりの拠点として利用促進を図ります。
- グリーンツーリズムなどの体験交流・自然指向型の観光を推進します。

(2) 市民などの参加による自然とのふれあい活動の充実

- 市民参加による森林整備・緑化活動を推進します。

(3) 環境に配慮した農業の推進

- 環境への負担を軽減する生産技術の確立に努めます。
- 環境に配慮した農業に取り組む農業従業者や団体の育成に努めます。



林道長谷見原線からの眺望

4 環境学習・環境教育の推進

(1) 環境学習・環境教育の推進への取り組み

- 西都児湯クリーンセンターの環境学習施設を活用し、環境フェスタなどの環境学習・環境教育を継続します。
- 全国植樹祭植樹会場跡地を環境教育屋外施設として活用します。

(2) 環境情報の収集と提供

- 既存データの収集や市民参加による調査などを実施し、これにより得られた情報を適切に管理し活用します。
- 環境に関する情報提供の充実を図ります。



環境ポスターコンクール

地域別環境配慮

本市の6つの地区について、それぞれの環境特性に応じた環境配慮を定めます。

1 妻地区

- ①循環を基調とした農業の促進
- ②里地・里山環境の保全
- ③市街地における河川・池沼の清浄化など
- ④一ツ瀬川の濁水対策
- ⑤身近な自然環境の保全・創造
- ⑥歴史・観光資源の整備における配慮
- ⑦環境学習の場の活用
- ⑧都市景観の創出



稚児ヶ池

2 穂北地区

- ①循環を基調とした農業の促進
- ②里地・里山環境の保全
- ③野生生物の生育・生息環境の保全
- ④森林の保全・活用
- ⑤一ツ瀬川の濁水対策
- ⑥河川・池沼などの保全
- ⑦杉安峡の観光資源の活用



杉安峡と桜

3 三納地区

- ①循環を基調とした農業の促進
- ②里地・里山環境の保全
- ③生活排水対策（三納川の水質保全）
- ④野生生物の生育・生息環境の保全
- ⑤森林の保全・活用



三納川のコスモス

4 都於郡地区

- ①循環を基調とした農業の促進
- ②里地・里山環境の保全
- ③生活排水対策
- ④野生生物の生育・生息環境の保全
- ⑤都於郡城跡の保全整備



都於郡城跡

5 三財地区

- ①循環を基調とした農業の促進
- ②里地・里山環境の保全
- ③生活排水対策（三財川の水質保全）
- ④野生生物の生育・生息環境の保全
- ⑤森林の保全・活用



三財川のヒマワリ

6 東米良地区

- ①里地・里山環境の保全
- ②野生生物の生育・生息環境の保全
- ③森林の保全・活用

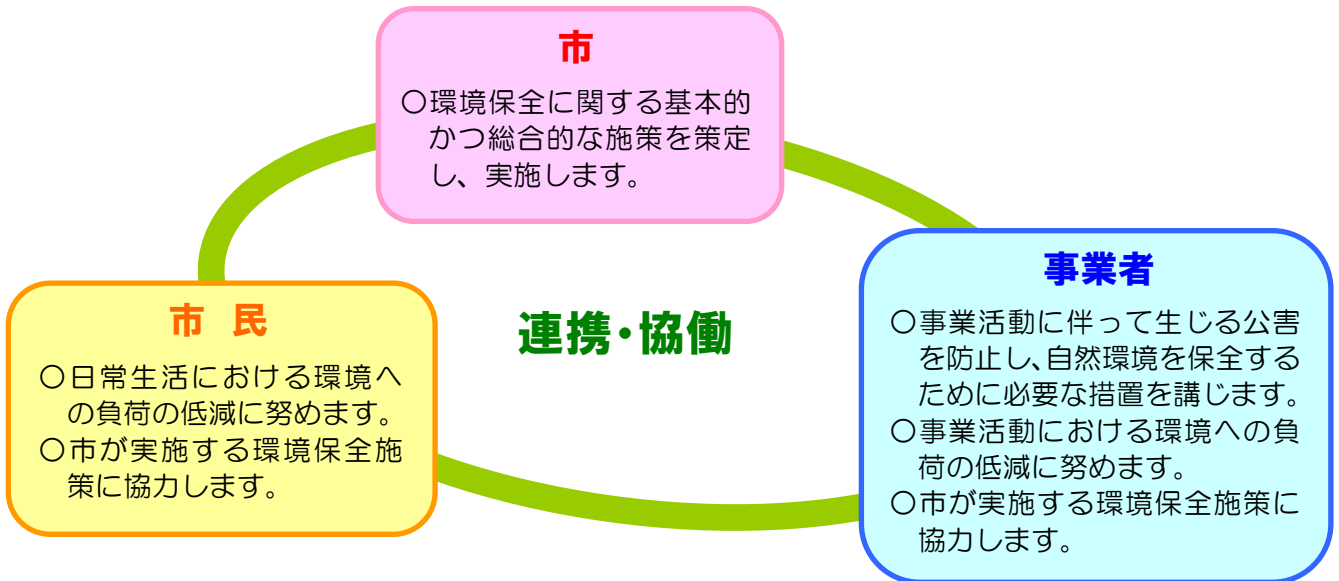


銀鏡神楽

計画の推進に向けて

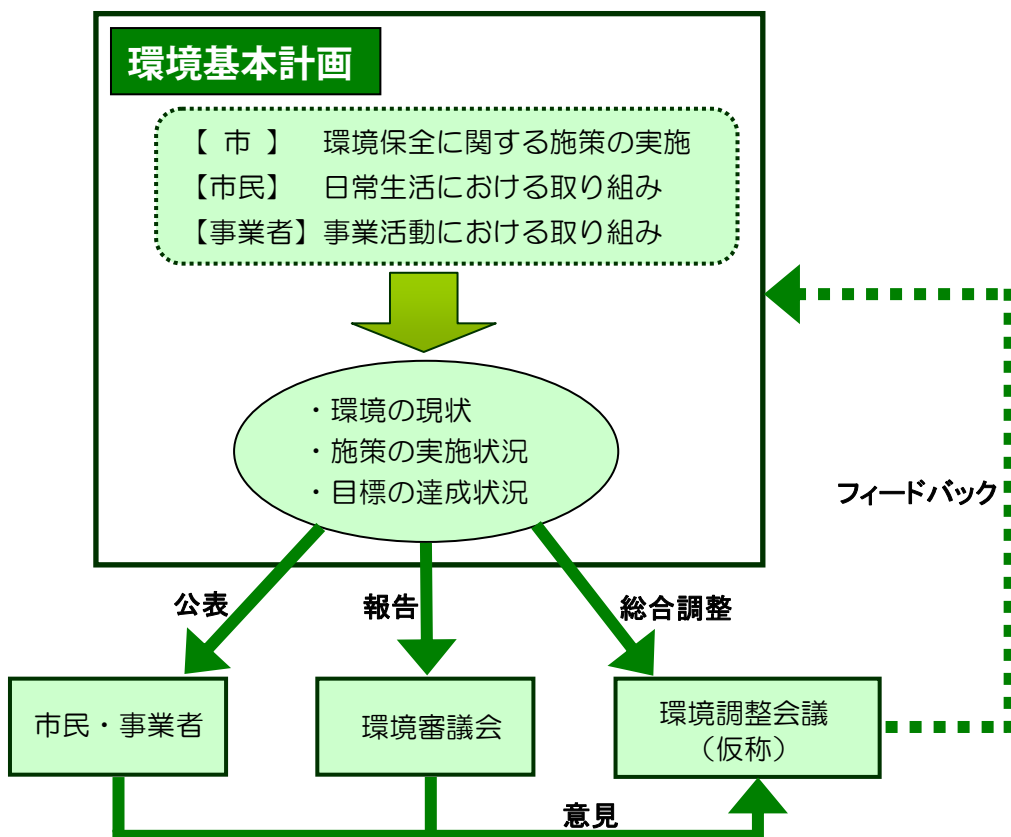
◆各主体の役割

本計画を推進するためには、市だけでなく、市民、事業者との協働が必要です。また、各主体が、それぞれの立場において、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。



◆進行管理の方法

本計画は、第四次西都市総合計画の基本計画見直しに伴い、5年後の平成28年度に各環境施策の実施・進捗状況を点検します。



西都市環境基本計画 概要版

平成24年3月

西都市役所生活環境課

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地 TEL: 0983 (43) 3485